

(別紙)

学年別分散登校の考え方

高校教育課

今回の学校再開については、前回（4月8日）とは異なり、緊急事態宣言の継続の中での対応であることから、従来にも増して感染予防対策を講じる必要があります。
全県の高校で実施することを考慮し、今回の対応で確実に担保していただきたい事柄は、以下の2点です。

1. 登下校時の3密を避けるため、1日あたりの登校する生徒数を在籍の1/3とする。
併せて、公共交通機関における一般の乗降者との接触を避ける観点から、教育活動の時間を9:00～16:30の間とする。
2. 教室での生徒数は、20名程度を上限とし、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保するとともに、対面とならないような形で教育活動を行う。

上記1に関連して

- 1日の午前、午後に異なる学年の登校日を設定したい。
⇒1日あたりの登校する生徒数が1/3を超え、学年の入れ替わりなどで密となる状況が想定されることから、当分の間は1日1学年でお願いします。
(各学年とも当分の間、週2日の登校を担保)
- 公共交通機関の運行状況が、9:00～に合わない。
⇒公共交通機関の時刻表と始業時間の間に、時間を生じる場合は登校の後、教室での自学に取り組ませる等の対応をお願いします。

<その他の扱い>

- 日課表等の教育活動の内容等については、校長が決定する。
学年別の登校日の設定や1教室あたりの生徒数などを考慮すると、実習を伴う授業については、配慮が必要だと思われれます。学年別登校の期間は、できるだけ座学を中心とした内容を取り扱い、実習を後日にするなどの工夫をお願いします。
- 学校再開に伴い、学年別の登校日も「出席すべき日数」として取り扱うこととなる。
一方で、自宅学習をさせる日については「臨時休業日」として取り扱い、対象の日は授業日数には含めないようにしてください。
- 学年別の登校日において、風邪症状や「新型コロナウイルス感染症への不安」を訴え、欠席をする生徒について、合理的な理由があると校長が認める場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。
※「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止〇日」のように記録
- 土曜日に勤務する教職員の振替について、総務事務システムにおける手続きは、別添資料を参考にしてください。